

議案第71号「調布市住民基本台帳条例の一部を改正する条例」および議案第72号「調布市印鑑条例の一部を改正する条例」に関して、生活者ネットワークは反対の立場から討論いたします。

議案第71号、72号はともに、マイナンバーカードの利用に関わる条例改正です。71号に関しましては、住民基本台帳カードもしくはマイナンバーカード所有者が行政手続きを簡易に行えるようにするために、行政間の情報共有を可能にすることを定めた「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の第3条が改正されたことで、民間にも情報共有の門戸が開かれたことを受けた条例改正となっています。

市内でもマイナンバーカードの申請者は20%を切っており、すでに取得した人は今年の7月31日の時点で36250人ということですから、15%です。なかなか利用率が上がらない中、民間サービスを含めた複数の手続きサービスのワンストップ化など利便性向上が図られ、そういった面を強調する施策が国の方でも取られています。

しかし、記憶から薄れつつあると言え、2017年、不正アクセスにより、数十万単位で年金に関する個人情報が流出した事件は、個人番号制度に対するセキュリティの面において国民に大きな不安を与えました。いまだ個人情報の流出によるプライバシーの侵害や成り済まし犯罪の危険性といった懸念が解決されたわけではありませんし、昨年10月の内閣府の調査では、マイナンバーをすでに取得した、申請中、これから取得する、など取得に前向きな回答が44%に対し、取得していないし、今後も予定がないと答えた人はなお53%にも上ります。利便性の向上とイメージアップの背後で、こういった国民の不安を押し隠そうとする意図を感じます。

地方公共団体では努力義務が課されているということは、調布市としては選択の自由も保障されている中での条例改正ということになりますが、利用範囲が広がれば広がるほど、情報漏洩や犯罪に利用される危険性は高まります。その対策も含めて、きちんと市民の理解を得られるような説明がないまま、利便性のみを謳って利用を推進することには賛成をしかねます。

自治体にとっても、また民間事業者にとっても、マイナンバー利用には多くの時間とシステム導入やセキュリティ確保のための費用、そして大きなリスクが伴います。厳しい罰則もあり、一度導入すると維持管理の負担を負い

続けることとなります。費用対効果を上げるために、市でも利用の推進に力を注いでいるようですが、まずは市民の理解を得ることが先決です。拙速にマイナンバーの利用を促進しようとする法改正に伴う条例改正には賛成しかねます。

次に議案第72号につきましても、反対の立場から討論いたします。この条例改正は同じく住民基本台帳法施行令が改正されたことにより、住民票、住民基本台帳およびマイナンバーカードに旧氏の記載が可能になることを受け、旧氏で印鑑登録ができるようになるというものです。このことで婚姻による氏の変更後も旧氏のまま銀行手続きなどが行えるということで、政府が掲げている大きな目的の一つは、女性の活躍推進と出生率向上ということですが、そもそも女性の活躍推進に求められているのは夫婦別姓制度であり、戸籍法の見直しです。今回の条例改正が抜本的な女性の活躍推進につながるとは思えません。

また、マイナンバーカードの普及率を上げることも二次的な目的になっていると思われませんが、旧氏の使用になぜマイナンバーカードが必要か、というところの丁寧な説明がなされていません。マイナンバーカード取得にともなうリスクへの不安が払しょくされず、また費用対効果も含め、女性活躍推進の効果も明確でない中、ただ旧氏記載の対応のために窓口業務が増加することが懸念されます。近隣では府中市はこの印鑑条例の改正は予定をしていないということで、自治体にその判断はゆだねられているようですので、調布市でも再検討をお願いしたいと思います。よって議案第72号にも反対いたします。